

集会所だより

HAPPINESS

—ハピネス—

令和8年1月発行

1月号
vol: 10



今月は

- 「性と心と向き合う」
- 世界ハンセン病の日
- 伝統文化と人権②



「性と心と向き合う」～第4回京町地区集会所人権講座～

講師:松尾ゆうさん



性の多様性については、社会的認知度が上昇してはいるものの、まだまだ知らない方もたくさんいます。

そこで京町地区集会所ではトランスジェンダーを公表している松尾ゆうさんを講師に迎え、性の多様性について学習。松尾さん自身の体験や「LGBTQ+の若者を対象にしたアンケート調査」の結果をもとに性的マイノリティの方が置かれている現状を学びました。

前出のアンケート結果では、当事者の方の困りごととして（特に約9割の当事者が）学校生活における事例が挙げられました。具体的には、a) 不要な男女分け b) LGBTQ+をネタにした嘲笑やイジメ c) 性別で決めつけられた行動や服装 d) トイレや更衣室などの環境 となっています。制服や体操服に係る配慮は進んでいますが、学校で使う教材はLGBTQ+を想定していないため、例えば裁縫セットの箱などは「男性は黒や青、女性は赤やピンク」と決めつけられており、それに違和感を抱く当事者の方も多いそうです。

こうした違和感の解消や性的マイノリティの方への理解促進には何が必要でしょうか。松尾さんは「知ること」が最も重要だと参加者に伝えていました。私たちが知ることにより、当事者への理解が深まり、よき相談相手や理解者になります。

また、伝えることも大切です。当事者の方の行動には相当な勇気が伴います。学んだことを誰かに伝えることでその負担も軽減されます。しかし伝える際には、当事者の方のプライバシーに配慮することが必要です。その配慮が欠けると、いわゆる「アウティング（望まない公表）」となり当事者を傷つけてしまいます。

もし、あなたが当事者の方から「カミングアウト（性的マイノリティと打ち明けられること）」されたときには、「打ち明けてくれて、ありがとう」と一言添えることが信頼関係の構築につながります。

社会の中には「自分らしさ」を出せない人もいます。自分らしさを表現できる社会をめざし、互いに手を取り合うことが大切なことではないでしょうか。

●1月24日(最終日曜日)は世界ハンセン病の日です

ハンセン病は、らい菌による感染症で感染力はとても弱く遺伝もしません。現在では治療法も確立していますが、かつては「らい病」や「らい」と呼ばれ、後遺症により顔や手足の変形が残ることもあり、誤った認識が広まっていました。

1907(明治40)年の「癩(らい)予防ニ関スル件」制定により患者の施設収容が始まり、1931(昭和6)年には「癩(らい)予防法」が制定され、強制隔離へと国の政策が強化されました。加えて、行政、警察、住民等が一体となり感染者の発見、通報、収容を進める「無らい県運動」が各県で競うように展開されました。これらの動きにより、ハンセン病は地域から排除しなければならない「恐ろしい伝染病」という誤ったイメージが植えつけられ、偏見や差別が生まれ、またそれが助長されていきました。



感染者は療養所に入所させられ、一生そこから出ることが許されず、亡くなつてからも故郷のお墓に埋葬されることも叶いませんでした。

さらに療養所といいながらも、満足な治療を受けることもできずに所内での労働を強いられていました。労働の内容は、入所者同士での看護、介護、教育、土工等で、亡くなった患者の火葬までも請け負わされていました。また、脱走を防ぐ目的から給金は所内のみで使用が可能な金券で支給されました。加えて、療養所では偽名（園内名）の使用が強制され、患者同士の結婚は許されても、子供を残すことは許されないというおよそ人権を無視した対応がなされていました。そして、入所患者だけでなく、その家族もいわれのない偏見や差別にさらされたのです。

国の強制隔離政策は、有効薬の開発によりハンセン病が「治る病気」となった後も、「らい予防法」が廃止される1996（平成8）年まで続きました。

10年前、全国公開された映画『あん』。この映画のロケ地のひとつに国立の療養所があります。同様の療養所は全国に14か所あり、入所者の平均年齢は80歳を超えます。今なお、全国の療養所に入所するハンセン病回復者の方が600人いることをご存じですか？　ハンセン病は治療法が確立し、早期発見と適切な治療を行うことで後遺症を残さず治ることをご存じですか？

国が施策の誤りを認めても、ハンセン病に対する偏見や差別はなくなっています。偏見や差別の多くは、「知らないこと」から生まれます。同じ過ちを起こさないためにも、一人ひとりがハンセン病の正しい理解と知識、そして過去の歴史を知ることが大切です。

●伝統文化と人権②～和太鼓と被差別階層～

なじみ深い楽器に「（和）太鼓」があります。祭りや伝統芸能には欠かせない道具の一つですし、神社やお寺でも初詣や神事の際にその音色を耳にします。

太鼓は、木をくりぬいて作った胴に牛皮を張って作りますが、現在ではその作り手も少なくなっています。簡単ですが、木の乾燥や牛皮の汚れ・脂肪分除去・乾燥・皮をなめすなどの作業があります。太鼓をはじめとする牛皮等の作業は、明治初期までは「皮多」（※1）と呼ばれる被差別階層の人だけが従事することができました（現在は日本国憲法において職業選択の自由が保障されています）。

明治以前の日本は武士が支配する社会で、武士にとっての必需品である甲冑や雪駄にも皮が使用されました。そして合戦や狩りに使用する陣太鼓、登城や火急を告げる触れ太鼓、武士の嗜みとしての伝統芸能にも太鼓は使用され、武士と革製品は切っても切れない関係でした。そのため「皮多」と呼ばれる人たちの中には武士から重用され、経済的に恵まれた人もいたという学説もあります。

そして明治初期、政府が発出した「解放令（賤民廃止令）」によって被差別階級の人たちも平民として扱われるようになった一方で（※2）、皮革業や牛馬死体処理業の専業権が奪われました。彼らは仕事を失い生活が苦しくなったうえに、被差別階級であったことへの差別にさらされました。そして、それらの偏見や差別が現在でも解消されていないのです。

さて、和太鼓の響きに触れる機会も減った現在ですが、その製作技術等は人の手を通し継承されています。和太鼓の音にはどこか力強くも優しく、心躍る響きがありますが、その源流には命の尊さと長い時の流れの中で紡がれてきた歴史が詰まっている気がします。

※1 地域や時代によって呼称や標記が異なります。

※2 解放令により差別が解消することなく、現在まで部落差別が続くと政府も認めています。

集会所イベント情報 ※詳細はHPをご覧ください。

●京町地区集会所（むくの木ワークショップ）●

1/24(土)

①「手荒れ用クリームの作り方講座」

◇時 間：10:30～ ◇参加費：1,000円程度

◇講 師：日本ゲイカルアロマセラピ-協会 宮崎 さん
認定アロマセラピ-士

◇定 員：15名程度



※写真はイメージです。

②「ボードゲーム体験」

◇時 間：10:00～12:00 ◇参加費：無料

◇講 師：進 さん ◇定 員：15名程度



※写真はイメージです。

同時開催

いまいしこども食堂&地域食堂

○高校生以下：無料 大人：200円 ○時間：11:30～14:00くらいまで

●北友田3丁目地区集会所（北3ワークショップ）●

1/27(日)

「オリジナルフレグランス作り～星座から導くワタシの香り～」

◇時 間：19:00～21:00 ◇参加費：500円

◇講 師：Fortuna odrrataさん

◇定 員：15名程度（先着順。申込時に生年月日をお聞きします）



2/9(月)

「フラワー アレンジメント」

◇時 間：19:00～21:00 ◇材料費：3,000円（花・花器代込み）

◇講 師：花屋 茉 高瀬 省二郎さん

◇定 員：15名程度 ◇準備物：はさみ

※右写真は11月開催の写真です。当日作成するものとは異なります



北友田3丁目地区集会所



京町地区集会所（むくの木センター）

■ 〒877-0078 日田市北友田3丁目2531-39
■ TEL/FAX 0973-23-6920
■ Mail:kitasan@city.hita.lg.jp

■ 〒877-0051 日田市京町51-5
■ TEL/FAX 0973-23-4620
■ Mail:takase@cyber.ocn.ne.jp